

下関市勤労福祉会館本館外壁打診調査業務 仕様書

委託者 下関市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、外壁打診調査、調査報告書及び改修工法の技術提案書作成の業務を委託するにあたり、下記の要領により、実施するものとする。

（業務場所）

第1条 下関市勤労福祉会館本館（下関市幸町8-16）とする。

（履行期間）

第2条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和7年9月5日までとする。

（浮き部、劣化部の改修工法、改修面積及び概算工事費については、令和7年8月20日までに報告）

（業務内容）

第3条 業務内容は次のとおりとする。

外壁の全面打診調査及び改修工法の技術提案の作成

（提出書類）

第4条 乙は、以下の調査報告書を、業務完了時に甲に提出すること。

（1）調査報告書の提出内容と構成は、次のとおりとする。

①外壁打診調査報告書

※外壁劣化調査については、「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」（国土交通省）によるものとし、調査方法は全面打診法とする。

②外壁劣化部、浮き部について、改修工法の技術提案書及び改修に係る参考見積書

※調査実施後、外壁劣化部の概算工事費を算出のうえ提出すること。

③「調査結果図」（A3）

※指摘の有無にかかわらず「配置図」及び「各階平面図」を添付し、指摘のあった箇所や写真を撮影した箇所があればそれを明記すること。

④「関係写真」（A4）

※要是正箇所および特記すべき事項のある箇所の写真を添付すること。

⑤ 調査報告書は、製本の上、2部提出のこと。

⑥ ①～④の電子データをCD-Rにて1部提出のこと。

（PDF ファイル及びExcel ファイル）

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(法令の遵守)

第6条 乙は、建築基準法、消防法及びその他の関係法令等を守り、業務を行う。

(資格)

第7条 本業務に必要な調査者は、建築物の変状を把握し、適切な改修工法など専門的な判断が求められるため、乙が直接雇用している次のいずれかの資格を有している者が当業務を実施すること。

- (1) 一級建築士
- (2) 二級建築士
- (3) 特定建築物調査員
- (4) 建築仕上診断技術者 (BELCA)

(業務実施共通条件)

第8条 環境への配慮等に関しては、別紙2特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。

下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(特記事項)

第9条 この仕様に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 その他必要事項については次のとおりとする。

- (1) 業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。
- (2) 業務により発生した廃材は、乙の責任において適切に処分すること。
- (3) 施設運営の支障とならないよう、甲と事前に点検の日程、方法、準備等について調整を行う。
- (4) 業務を行うときは、利用者等の動向に十分注意し、事故の起こらないようにすること。また、施設を損壊しないこと。事故または施設に損害を与えた場合は、乙の負担とする。
- (5) 乙は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (6) 業務完了後、不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の措置をとること。